

閱 覧 用

令和8年第2回（6月）定例会

鯨ヶ沢町 議会会議録

令和8年 6月 9日 開会

令和8年 6月12日 閉会

鯨ヶ沢町議会

令和 8 年第 2 回 鰯ヶ沢町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6 月 9 日)

議事日程	6
追加の議事日程	7
出席議員	8
欠席議員	8
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8
職務のため議場に出席した者の職氏名	9
開会及び開議の宣告	10
議長の追悼	10
議事日程の報告	11
会期の決定	11
会議録署名議員の指名	12
議長の選挙	12
副議長の選挙	14
議席の一部変更	15
諸般の報告	15
議案第 53 号～議案第 57 号、報告第 1 号～報告第 6 号の一括上程	16
・ 議案第 53 号 鰯ヶ沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第 54 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町一般会計補正予算 (第 1 号)	
・ 議案第 55 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	
・ 議案第 56 号 財産の取得について	
・ 議案第 57 号 専決処分の報告と承認を求めることについて	
専決第 4 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町一般会計補正予算 (第 11 号)	
専決第 5 号 鰯ヶ沢町税条例の一部を改正する条例	
専決第 6 号 鰯ヶ沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
専決第 7 号 鰯ヶ沢町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例	
・ 報告第 1 号 地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について	
・ 報告第 2 号 地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について	
・ 報告第 3 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	

- ・ 報告第 4 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- ・ 報告第 5 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町水道事業会計予算繰越計算書について
- ・ 報告第 6 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町下水道事業会計予算繰越計算書について

議案第53号～議案第57号、報告第 1 号～報告第 6 号に対する提案理由の説明	1 6
散会の宣告	1 9

第 2 号 (6 月 1 1 日)

議事日程	2 1
出席議員	2 2
欠席議員	2 2
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2 3
開議の宣告	2 4
議事日程の報告	2 4
一般質問	2 4
4 番 佐藤 薫 議員	2 4
1 番 菊谷 尚久 議員	3 0
散会の宣告	3 6

第 3 号 (6 月 1 2 日)

議事日程	3 8
出席議員	3 9
欠席議員	3 9
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 9
職務のため議場に出席した者の職氏名	4 0
開議の宣告	4 1
議事日程の報告	4 1
総括質疑	4 1

- ・ 議案第 53 号 鰯ヶ沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 54 号 令和 8 年度鰯ヶ沢町一般会計補正予算 (第 1 号)
- ・ 議案第 55 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
- ・ 議案第 56 号 財産の取得について

・ 議案第 57 号	専決処分の報告と承認を求めることについて	
	専決第 4 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町一般会計補正予算（第 11 号）	
	専決第 5 号 鰯ヶ沢町税条例の一部を改正する条例	
	専決第 6 号 鰯ヶ沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
	専決第 7 号 鰯ヶ沢町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例	
・ 報告第 1 号	地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について	
・ 報告第 2 号	地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について	
・ 報告第 3 号	令和 7 年度鰯ヶ沢町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	
・ 報告第 4 号	令和 7 年度鰯ヶ沢町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	
・ 報告第 5 号	令和 7 年度鰯ヶ沢町水道事業会計予算繰越計算書について	
・ 報告第 6 号	令和 7 年度鰯ヶ沢町下水道事業会計予算繰越計算書について	
討論、採決	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
・ 議案第 53 号	鰯ヶ沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
・ 議案第 54 号	令和 8 年度鰯ヶ沢町一般会計補正予算（第 1 号）	
・ 議案第 55 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	
・ 議案第 56 号	財産の取得について	
・ 議案第 57 号	専決処分の報告と承認を求めることについて	
	専決第 4 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町一般会計補正予算（第 11 号）	
	専決第 5 号 鰯ヶ沢町税条例の一部を改正する条例	
	専決第 6 号 鰯ヶ沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
	専決第 7 号 鰯ヶ沢町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例	
議員派遣の件	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
閉会の宣告	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7

第 1 号 令和 8 年 6 月 9 日

令和 8 年 鯉ヶ沢町議会第 2 回定例会会議録

議事日程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）午前 10 時開議

本会議

日程第 1 会期の決定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 議長選挙

日程第 4 議席の一部変更

日程第 5 諸般の報告

日程第 6 議案等の一括上程

議案第 53 号から議案第 57 号…………… 5 件

報告第 1 号から報告第 6 号…………… 6 件

日程第 7 上程議案等に対する提案理由

散 会

令和 8 年 鯉ヶ沢町議会 第 2 回 定例会 会議録

議事日程（第1号の追加1）

令和8年6月9日（火曜日）午前10時開議

本会議

日程第1 副議長の選挙

○出席議員（１０名）

1 番	菊 谷 尚 久 君	2 番	木 村 光 義 君
3 番	佐 藤 昭 司 君	4 番	佐 藤 薫 君
5 番	須 藤 一 君	6 番	菊 谷 忠 光 君
7 番	東 條 一 彦 君	8 番	今 勝 義 君
9 番	神 孝 君	10 番	齋 藤 孝 夫 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 田 衛 君
副 町 長	加 藤 隆 之 君
教 育 長	阿 彦 正 弘 君
総合窓口課長兼会計管理者	中 井 純 一 君
総 務 課 長	神 広 丈 君
企 画 観 光 課 長	神 哲 也 君
農林水産課長兼農業委員会事務局長	碓 谷 秀 雄 君
ほけん福祉課長	千 島 裕 治 君
教育みらい課長	木 村 公 紀 君
建 設 水 道 課 長	新 保 英 樹 君
病 院 事 務 長	田 村 光 春 君
鯉ヶ沢地区消防 事務組合消防長	豊 澤 恭 嗣 君
総務課総務班長	岩 谷 美 智 也 君
選挙管理委員会 委 員 長	須 藤 壽 君
農業委員会会長	木 村 賢 一 君
代 表 監 査 委 員	増 田 晶 夫 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長

長

内

吉

昭

〃 次 長

古

舘

裕

香

子

〃 事務補助員

鎌

田

静

香

◎開会及び開議の宣告

○副議長（須藤一君）おはようございます。

本日の会議は、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が、議長の職務を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので本日の議会は成立いたしました。

会議の前に1点報告いたします。報道者の写真撮影、録音を許可しています。

これより、令和8年鰯ヶ沢町議会第2回定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議長の追悼

○副議長（須藤一君） 会議に先立ちまして、謹んで申し上げます。

田中亨議長におかれましては、去る5月18日にご逝去されました。誠に哀悼痛惜の極みでございます。

ここに故人のご冥福をお祈りし、1分間の黙祷を捧げたいと思います。

皆さま、ご起立をお願いいたします。黙祷。

〔議場内全員黙祷〕

○副議長（須藤一君） 黙祷を終わります、皆さまご着席お願いします。

次に、田中亨議長のご逝去を悼み、議員を代表して私から追悼の意を表し、追悼演説をさせていただきます。

〔副議長 須藤一君 登壇〕

○副議長（須藤一君） 追悼演説。去る5月18日にご逝去されました、故 田中亨議長を悼み、謹んでここに深い悲しみとともに哀悼の意を表します。

田中議長は、平成12年3月鰯ヶ沢町議会議員に初当選されて以来、通算6期にわたり町民福祉の向上と町政の発展に心血を注ぎ、議会人としての重責を誠実に果たしておられました。そのご生涯は、まさに町民の期待と信頼に応えるべく歩まれた誠実と情熱に満ちたものでありました。

産業建設常任委員会委員長、副議長、そして令和6年4月には第25代議長に就任され、議会運営の要としてその卓越した判断力と指導力を発揮されました。議長としてのご在任中、人口減少問題や防災安全対策をはじめとする町政の重要課題に真摯に向き合われ、常に町民の立場に立った公平公正な議会運営を貫かれました。そのお姿には、ふるさと鰯ヶ沢町を思う強い使命感と未来への確かな展望が込められておりました。

また、長年のご功績により県及び国の自治功労者表彰、町功労者表彰を授与されるなどその歩まれた軌跡は町政に尽くされたご貢献の大きさを物語るものであります。

私どもは、今後とも田中議長が残された数々のご功績を深く胸に刻み、町民の負託に応えるべく邁進してまいる所存でございます。

私どもが何よりも惜しむのは、議場においてその穏やかな笑顔と町政を真摯に見つめるまなざしをもう二度と拝見できないということであります。突然の不幸に接し、町議会としてもかけがえのない柱を失った悲しみは尽きることがありません。しかしながら、田中議長の残された深い足跡を胸に刻みその志を未来へとつないでいくことこそ、私どもの使命であると信じております。

終わりに、生前の数々のご尽力に対し深甚なる敬意を表しここに、故 田中亨議長のご冥福を心よりお祈り申し上げ、追悼のことばといたします。

令和8年6月9日 鰯ヶ沢町議会議員一同 代表 須藤 一。

〔副議長 須藤一君 降壇〕

◎議事日程の報告

○副議長（須藤一君） それでは、ただいまから会議に入ります。

会議は、議事日程第1号により行います。

◎会期の決定

○副議長（須藤一君） 日程第1。会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(須藤一君) ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から6月12日までの4日間と決定いたしました。なお、会期日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長(須藤一君) 日程第2。本定例会の会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、6番 菊谷忠光議員、7番 東條一彦議員を指名いたします。

◎議長の選挙

○副議長(須藤一君) 日程第3。これより議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」という人あり)

○副議長(須藤一君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

続いてお諮りします。

指名の方法については、副議長によって指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」という人あり)

○副議長(須藤一君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長の候補者について、ご推薦があれば挙手をお願いいたします。

○副議長(須藤一君) 挙手をお願いします。

○10番(齋藤孝夫君) はい。

○副議長(須藤一君) 齋藤孝夫議員。

○10番（齋藤孝夫君） 私は、現副議長であります 須藤一氏を推薦したいと思います。

○副議長（須藤一君） ただいま、推薦を受けました須藤一議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました、須藤一議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」という人あり）

○副議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました須藤一議員が議長に当選しました。

ただいま議長に当選した、須藤一議員に会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選した私が、承諾とあわせて演壇で挨拶を行います。

〔議長 須藤一君 登壇〕

○議長（須藤一君） ただいま、議員各位のご推薦により議長に就任いたしました須藤でございます。身の引き締まる思いでこの重責をお預かりすることとなりました。これまでの議会運営の歩みと、前議長の志を胸に公平公正で円滑な議会運営に努め、町民の皆様の負託に応える議会を築いてまいります。

地域の声を大切にし、様々な課題の解決に向けて全力を尽くして参りますので、皆様のご指導ご協力を心よりお願い申し上げます。

〔議長 須藤一君 降壇〕

○議長（須藤一君） ただいま、私が議長当選の承諾をしたため、副議長職を失職いたしましたことをご報告申し上げます。

◎追加議事日程の報告

○議長（須藤一君） ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」という人あり)

○議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を議事日程第1号の追加1、日程第1として、ただちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加の議事日程表を配布いたします、暫時休憩します。 （午前10時10分）

〔暫時休憩〕

○議長（須藤一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。 （午前10時11分）

追加の議事日程については、ただいまお手元に配布のとおりであります。

会議は、議事日程第1号の追加1、日程第1より行います。

◎副議長の選挙

○議長（須藤一君） 日程第1。これより、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」という人あり)

○議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」という人あり)

○議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長には、菊谷忠光議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました、菊谷忠光議員を当選人と定めることにご異議ありま

せんか。

(「なし」という人あり)

○議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました菊谷忠光議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました菊谷忠光議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。ご承諾とあわせて演壇で挨拶をお願いします。

〔副議長 菊谷忠光君 登壇〕

○副議長（菊谷忠光君） 副議長就任に対しご挨拶申し上げます。

私、菊谷忠光は正議長を補佐し議会運営の円滑化に努め、町行政に対しては緊張感と適切な距離感を保ちながら、公正と高い倫理観をもって町民のため福祉のために、この職務を遂行することをお約束したいと思います。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

〔副議長 菊谷忠光君 降壇〕

◎議席の一部変更

○議長（須藤一君） 日程第4。会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更を行います。

議長の私、須藤一の議席を11番に変更いたします。なお、5番は空席といたします。

◎諸般の報告

○議長（須藤一君） 日程第5。諸般の報告をいたします。

報告第1。本議会に、町長より議案第53号から議案第57号まで、報告第1号から報告第6号までの以上11件が提出されています。

報告第2。説明のため、町長、教育委員会教育長、代表監査委員、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長の出席を求めています。

その他、議会活動報告については、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

なお、総務課から、鰯ヶ沢町職員名簿及び鰯ヶ沢町各種委員名簿、企画観光課から、第7次鰯ヶ沢町総合計画、ほけん福祉課から、鰯ヶ沢町新型インフルエンザ等対策行動計画を配布しておりますので、議員活動の参考にしてください。

◎議案第53号～議案第57号、報告第1号～報告第6号の一括上程

○議長（須藤一君） 日程第6。議案第53号から議案第57号まで、報告第1号から報告第6号までの以上11件を一括上程いたします。

◎議案第53号～議案第57号、報告第1号～報告第6号の提案理由の説明

○議長（須藤一君） 日程第7。上程議案等に対する提案理由の説明を求めます。
平田衛町長。

〔町長 平田衛君 登壇〕

○町長（平田衛君） 本日ここに、令和8年鰯ヶ沢町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共にご多用中にもかかわらず応招下さり、心から感謝申し上げます。

議案の概要説明の前に、去る5月18日に逝去された田中亨さんに、謹んで追悼の言葉を捧げます。

田中さんにおかれましては、平成12年3月に鰯ヶ沢町議会議員として初当選されて以来、延べ6期、約17年間にわたり、町議会議員としての重責を担ってこられました。

令和2年には副議長、令和6年からは議長として、議会の円滑かつ民主的な運営に尽力され、議場の秩序維持のみならず、町政の発展に多大なる貢献をされました。常に町民の暮らしに寄り添い、真摯に課題と向き合うその姿勢は、多くの人々の尊敬を集めるものであり、私自身も深く感銘を受けておりました。

故人の生前の多大なるご功績に対し、深く敬意を表しますとともに、改めて心よ

り哀悼の意を表します。

さて、新たに就任されました須藤一議長、菊谷忠光副議長におかれましては、本定例会から円滑な議会運営の舵取りを担われることになりました。

町政の更なる発展と町民福祉の向上のため、両氏をはじめ、議員各位と一層の連携を図り、誠心誠意取り組んでまいり所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

議案第53号 鯉ヶ沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本議案は、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するため、提案するものであります。

議案第54号 令和8年度鯉ヶ沢町一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。この補正の主な内容は、農業振興費に214万8000円などの増額を行う一方で、都市計画総務費の1068万1000円などを減額計上し、歳入歳出それぞれ990万7000円を減額し、予算の総額を83億8709万3000円とするものであります。

議案第55号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について申し上げます。本議案は、令和7年7月8日に議会の議決を経た旧役場庁舎及び旧消防署解体工事に係る契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるため、提案するものであります。変更の内容といたしましては、契約金額に消費税込み7800万1000円を追加し、契約金額を3億2000万1000円とするものであります。

議案第56号 財産の取得について申し上げます。本議案は、事務用パーソナルコンピュータ、デスクトップ型40台、ノート型20台を購入することについて議会の議決を求めるため、提案するものであります。本件につきましては、株式会社 菊谷商店、有限会社 鯉ヶ沢教材社の2者を指名し、去る5月15日に入札を執行したところ、有限会社 鯉ヶ沢教材社が、消費税込み2244万円で落札いたしましたので、5月18日に仮契約を締結したところです。

議案第57号 専決処分の報告と承認を求めることについて申し上げます。

はじめに、専決第4号 令和7年度鯉ヶ沢町一般会計補正予算（第11号）につい

て申し上げます。

この補正は、地方交付税、地方譲与税等が年度後期に決定したことの予算措置に急施を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月25日に専決処分をしたものであります。

専決第5号 鰯ヶ沢町税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に専決処分したものであります。

専決第6号 鰯ヶ沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に専決処分したものであります。

専決第7号 鰯ヶ沢町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本条例は、地域再生法の一部改正に伴い、所要の改正を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に専決処分したものであります。

次に、報告第1号、第2号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について申し上げます。

はじめに、報告第1号 令和7年9月9日に議会の議決を経た、上富田雨水ポンプ場建設（土木）工事に係る工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、令和8年3月19日に専決処分をしたので、報告いたします。

報告第2号 除雪車両による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、令和8年3月23日に専決処分をしたので、報告いたします。

報告第3号 令和7年度鰯ヶ沢町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

繰り越した事業は、旧庁舎等解体事業 2億 3367 万 1000 円、物価高騰対策事業 8312 万 3000 円、道路橋梁維持事業 7370 万 6000 円、鳴戸林町線外舗装補修事業

5590 万円、舞戸中村線道路改良事業 3320 万円、他 10 件、総額 5 億 2666 万 8000 円を令和 8 年度に繰り越したことから、報告するものであります。

報告第 4 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について申し上げます。

繰り越した事業は、道路橋梁災害復旧事業総額 2 億 4983 万 3000 円を令和 8 年度に繰り越したことから、報告するものであります。

報告第 5 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町水道事業会計予算繰越計算書について申し上げます。

繰り越した事業は、(中村川災害対策特別緊急事業) 水道施設設計業務委託総額 2225 万 9000 円を令和 8 年度に繰り越したことから、報告するものであります。

最後に、報告第 6 号 令和 7 年度鰯ヶ沢町下水道事業会計予算繰越計算書について申し上げます。

繰り越した事業は、管路建設改良事業 1634 万 9000 円、(中村川災害対策特別緊急事業) 下水道管渠実施設計業務 2290 万円、ポンプ場建設改良事業 4 億 6967 万 1000 円、総額 5 億 892 万円を令和 8 年度に繰り越したことから、報告するものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げた次第であります。

何卒、慎重ご審議の上、原案どおり可決、承認下さるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

〔町長 平田衛君 降壇〕

○議長（須藤一君） 提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣言

○議長（須藤一君） 以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

（午前 10 時 26 分）

第 2 号 令和 8 年 6 月 1 1 日

令和 8 年 鯉ヶ沢町議会 第 2 回 定例会 会議録

議事日程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 1 1 日（木曜日）午前 1 0 時開議

本 会 議

日程第 1 一般質問 4 番 佐藤 薫

日程第 2 一般質問 1 番 菊谷 尚久

散 会

○出席議員（１０名）

１番	菊谷尚久君	２番	木村光義君
３番	佐藤昭司君	４番	佐藤薫君
６番	菊谷忠光君	７番	東條一彦君
８番	今勝義君	９番	神孝君
１０番	齋藤孝夫君	１１番	須藤一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平田衛君
副町長	加藤隆之君
教育長	阿彦正弘君
総合窓口課長兼会計管理者	中井純一君
総務課長	神広丈君
企画観光課長	神哲也君
農林水産課長兼農業委員会事務局長	碓谷秀雄君
ほけん福祉課長	千島裕治君
教育みらい課長	木村公紀君
建設水道課長	新保英樹君
病院事務長	田村光春君
鯉ヶ沢地区消防事務組合消防長	豊澤恭嗣君
総務課総務班長	岩谷美智也君
選挙管理委員会委員長	須藤壽君
農業委員会会長	木村賢一君
代表監査委員	増田晶夫君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長

長

内

吉

昭

〃 次 長

古

舘

裕

香

子

〃 事務補助員

鎌

田

静

香

◎開議の宣告

○議長（須藤一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

会議の前に1点報告いたします。報道者の議場内での写真撮影、録音を許可しています。

それでは、直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（須藤一君） 会議は、議事日程第2号により行います。

本日の議事日程は、一般質問であります。

◇ 佐 藤 薫 君

○議長（須藤一君） 日程第1、4番、佐藤薫議員の質問を許します。

〔4番 佐藤薫君 登壇〕

○4番（佐藤薫君） 改めまして、おはようございます。議席4番、佐藤薫です。一般質問は、一括質問方式により通告順に行います。

最初に、海の駅わんどについて質問いたします。海の駅わんどのリニューアル事業については、営業を今年9月末日までとし、その後店舗の移転や改修内容の決定等を今年度内をめどに進める計画である旨、3月議会で一般質問に対して回答がありました。その後の進捗状況、併せて工期予定等についても説明願います。

また、財源内訳の関連事項として、企画費に予算計上されております企業派遣型地域活性化起業人負担金の概要についても説明願います。

次に、有機フッ素化合物に関する水質検査について伺います。健康影響が懸念される有機フッ素化合物に関する水質検査が今年4月から義務化されました。国においては、水道事業を運営する自治体向けに対応指針を作成しておりますが、町の対

応について説明をお願いします。

以上で通告を終わります。

○議長（須藤一君） 答弁をお願いします。神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） それでは、お答えいたします。

3月の定例会でご報告いたしました内容から、その後の進捗状況についてご説明いたします。初めに、スケジュール変更についてご説明いたします。当初令和10年4月のリニューアルオープンを予定しておりましたが、中東情勢の影響による資材不足が懸念されることから、事業計画の見直しを行った結果、リニューアルオープンの予定日を令和11年4月に変更することといたしました。それに伴いまして、営業終了時期についても当初予定していました令和8年9月末日を見直し、1年後の令和9年9月から12月頃への変更を計画しております。

次に、予定工期につきましては、令和10年の12月の完成を目標としております。

また、運営方針の充実に向けた対応といたしましては、リニューアル後の施設運営は従来の公的施設管理（個店集合型）から商業施設運営（一体運営型）への転換を目指しております。運営方針の取組がリニューアル後の大きな役割を果たすものと考えております。このため、十分な時間を持って民間専門人材の活用や運営体制の構築、テナント選定、商品、販促戦略の検討などを進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 今、課長のほうから答弁がありましたが、3月議会での菊谷忠光議員の一般質問に対する回答から大きな変更点として、資材不足などの影響を考慮して事業計画の見直しを行った、その結果、リニューアルオープンの予定日を1年延長して令和11年4月としたこと、それに伴い、わんどの営業期間も延長になったこと、この2点が大きな変更点として挙げられるものと思います。

お聞きします。関連質問として、現在海の駅わんどで営業している方や団体が自ら物件を探してリニューアルオープンの期間まで営業する場合、町では必要経費の助成などを考えているものか、説明願います。

○議長（須藤一君） 神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） お答えいたします。

3月の第1回定例会でお答えしたとおり、費用については考えておりませんが、仮設営業の店舗や場所探しなどについては入店者の皆様と協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 今の課長の話を聞くと、経費のかからない支援を考えているということ
ことで理解してよろしいですか。

○議長（須藤一君） 神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） おっしゃるとおりです。

以上です。

○議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 経費のかからない支援、大いに行ってくださいれば大変結構なこと
と思います。例えば町が所有している公共施設の一部を利用して営業したいとの要望
があった場合、町ではどのように考えているのか伺います。

○議長（須藤一君） 神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） お答えいたします。

施設の利用状況や予約状況をしっかりと調査した上で検討してまいりたいと考
えております。

以上です。

○議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 今、課長のほうから予約の状況等々を確認して検討するというこ
の旨の回答がありました。公共施設の一部を利用する場合、既存施設の場合、既に
施設の利用予約、事業を予定しているケースは十分に考えられますので、少し折り
合いや調整が難しいと思いますが、ぜひ前向きに検討してくださるよう要望いたし
ます。

次に、3月議会でリニューアルオープンに係る事業費が4億5000万円を見込み、
財源として国の補助金、交付金の活用を考えていると担当課長のほうから回答があ
りましたが、もう少し具体的に財源内訳について詳しく説明をお願いします。

○議長（須藤一君） 神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） お答えいたします。

内閣府所管の地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築することを目的と
する地域未来交付金（地域未来推進型）の申請を予定しております。また、補助率
のほうは2分の1となっておりますので、残りは起債を予定しております。

以上です。

○議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 今の課長の説明を聞くと、国の交付金等々で半分は賄い、あとは起債を利用するということだと思います。冒頭に課長もふれましたが、現在の物価高、中東情勢の悪化などにより、工事にかかる費用がかなり増額となる可能性がありますので、少しでも国の補助金や交付金、有利な起債の活用努めて、一般財源の持ち出しを極力抑えるように要望いたします。

続いて、後段の部分であります企業派遣型地域活性化起業人負担金の概要について説明をお願いいたします。

○議長（須藤一君） 神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） それでは、企業派遣型地域活性化起業人負担金の概要について説明いたします。

この事業は、総務省所管の支援事業でありまして、3大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体が協定書に基づき、社員を地方自治体に派遣し、地方自治体に取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を生かしながら即戦力人材として業務に従事することができる、地域活性化を図る事業であります。

今回は、町では海の駅わんどの再生、運営支援や旧役場跡地の活性化推進支援などのため、本年4月より地域活性化専門官として、1名が出向により企画観光課に在席しております。

なお、負担金の支援内容といたしましては、地方自治体が負担する派遣期間中の社員の給料等に係る経費として、上限の610万円を当初予算の負担金として計上しております。

以上です。

○議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 今、1名が企画観光課で業務に当たっているということですが、この協定は最長何年まで可能なのですか。

○議長（須藤一君） 神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） 最低6か月から最高3年間となっております。

以上です。

○議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 最高で3年間ということで、今主な業務として、海の駅わんどの再生や旧役場跡地の利用推進などの業務を行っているという説明がありましたが、民間企業の専門知識や業務経験、また外部の視点や民間の経営感覚を活用して、事業の進展と併せて地域活性化に寄与するということと私は理解しております。

総務省所管の新たなこの制度を活用したということは、ある意味町としても今回の事業を何としても成功させたい、前に進ませたいという意欲の表れと解釈することもできますが、どうですか。

○議長（須藤一君） 神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） お答えします。

佐藤議員のおっしゃるとおりです。本施策の実行と自立化を図るためには役場職員だけでは限界があるため、民間企業での事業運営や改善経験を有し、指定管理施設を持続可能な事業体として再構築できるプロジェクト推進力を備えた外部人材の招聘が不可欠と判断に至ったためであります。

以上です。

○議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 今、課長の話を聞くと、即戦力人材が1名配置になったということで理解しました。海の駅わんどのリニューアルや本町地区のにぎわい創出、これは魅力的なまちづくりと地域経済の振興を図る観点からも重要なものであると認識しております。ただ、いずれにしろ事業の進展を進めるに当たっては、出店者や関係者等の丁寧かつ慎重な合意形成が何よりも優先されると思いますので、その点についてはくれぐれも十分に配慮されることを強く要望いたしまして、1点目の質問を終わります。

○議長（須藤一君） 2点目の質問に対しての答弁をお願いします。新保建設水道課長。

○建設水道課長（新保英樹君） そうすれば、有機フッ素化合物（P F A S）への対応につきましてご答弁いたします。

P F A Sは、撥水性や耐熱性に優れた人工化学物質で、自然界で分解されにくく、発がん性やコレステロール値の上昇など、健康リスクが懸念されている物質であります。水道法に基づく水道事業について、P F A Sは本年3月に国土交通省より対応マニュアルが示され、4月1日より現在までの水質検査51項目に加えて検査が義務化されました。

当町では、水道法に基づき毎年度策定している水質検査計画において、本年度よりP F A Sを検査項目に追加し、四半期に1回の頻度で検査を実施することとしておりますが、令和4年に青森県内でP F A Sが検出された事例を受け、令和5年12月より先行して4か所の上水道、浄水場の水源である取水井戸及び川の原水を対象にP F A Sの検査を実施しております。現在まで継続して検査を実施しておりますが、令和7年9月の直近検査を含め、いずれも基準値を下回っており、安全性が確認さ

れております。

なお、本年度の計画に基づく第1・四半期の検査は、今月6月に実施する予定です。また、水道法の適用外である小規模水道事業につきましても、住民の皆様の安全を守る観点から、独自に年1回の検査を実施しております。こちらも基準値以下であり、安全を確認しております。今後も検査体制をより一層強化し、住民の皆様へ安全な水道水を安定供給できるよう万全を期してまいります。

以上です。

○議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 今、課長のほうから答弁がありました。答弁を聞くと、定期的に水質検査を行い、適切に対応していると認識しましたが、何点か再質問いたします。

4か所の上水道及び1か所の小規模水道ということでしたが、それらの場所を具体的に明示してくださるようお願いいたします。

○議長（須藤一君） 新保建設水道課長。

○建設水道課長（新保英樹君） ご質問いただいた施設についてお答えします。

上水道施設は、赤石地区にある鰯ヶ沢町浄水場、長平地区にある長平浄水場、芦菰地区にある芦菰浄水場、種里地区にある種里浄水場の4か所です。また、小規模水道施設は、館前地区にある館前地区小規模水道施設の1か所でございます。

以上です。

○議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 分かりました。

参考までに、今回のPFASの検査にかかる費用、金額をお知らせ願います。

○議長（須藤一君） 新保建設水道課長。

○建設水道課長（新保英樹君） PFASの検査に関わる費用についてお答えいたします。

検査費用は、1検体当たり税込み2万5300円です。今年度の検査につきましては、上水道4か所を4回実施し、小規模水道にて1回実施することから、総額は43万100円を見込んでおります。

以上です。

○議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 43万円と、正直もっと検査費用は高いのかなと思っていましたが、思ったより低い金額でした。

最後にもう一点、有機フッ素化合物（PFAS）について、万が一、基準値を超えた場合、町では一体どのような対応を考えているのか、説明願います。

○議長（須藤一君） 新保建設水道課長。

○建設水道課長（新保英樹君） ご質問いただきましたP F A Sが基準値を超えた場合の対応についてお答えいたします。

現在のところ、当町において基準値を超えるP F A Sは検出されておられません。万が一、基準値を超過した事態が発生した場合には、令和8年3月に策定された国土交通省の対応マニュアルに基づき、速やかに対処いたします。

具体的な対応に当たっては、国や県などの関係機関と緊密に連携を図り、助言を仰ぎながら、一刻も早い水道水の安定供給の回復に向け、全力を尽くしてまいります。

以上です。

○議長（須藤一君） 佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 分かりました。安全で安心かつ良好な水道水を提供することは、水道事業を運営する自治体の最も重要な職務であると認識しております。引き続き水源や水道水の動向を監視することを要望いたしまして、本定例会における一般質問を終わります。

〔4番 佐藤薫君 降壇〕

○議長（須藤一君） 4番、佐藤薫議員の質問を終わります。

◇ 菊 谷 尚 久 君

○議長（須藤一君） 日程第2、1番、菊谷尚久議員の質問を許します。

〔1番 菊谷尚久君 登壇〕

○1番（菊谷尚久君） おはようございます。議席1番、菊谷尚久です。質問は、一問一答方式により行います。

依然として町の財政が厳しい状況にある中で、今回老朽化した海の駅わんどのリニューアルに町が着手するという判断をしたことについて、町の将来に向けた積極的な動きとして評価及び感謝をしております。ただ、そのリニューアルに伴う休館などに関して、入店している方々、利用者である町民の方々の中には戸惑い、困惑、不安が広がっております。今回独自に入店者及び利用者を対象にアンケート調査を実施しましたので、その結果を基に質問を行います。なお、このアンケート調査の

結果は、事前に町に提出しております。

では、最初の質問です。アンケートでは、リニューアルについて納得しているか、休業について納得しているかという設問については、入店者の多くは納得してはいないという回答になっています。ただ、自由記載に書かれているコメントを見ますと、リニューアル自体に納得していないというよりは、休館に至る経緯、工事期間や退店に関して納得していないように見受けられます。そこで、ここでは具体的に次の3点について伺います。

1点目です。入店者の多くは、休館に伴う休業、退店の通知が急過ぎると考えています。もっと事前に意見交換や打合せはできなかったのでしょうか。

2点目です。リニューアルにしては工事期間が長過ぎないかという意見も多くあります。工事期間が長くなる理由は何なのでしょう。工期を分けるなど、休館の期間を短縮することはできないのでしょうか。

3点目です。町側の判断で休館、退店することに関して、町として支援や補助等は検討しなかったのでしょうか。

以上、この3点についてお願いします。

○議長（須藤一君） 神企画観光課長、答弁をお願いします。

○企画観光課長（神哲也君） それでは、お答えいたします。

初めに、今回の海の駅わんどリニューアルについて、菊谷議員の質問に対しまして、3月の第1回定例会、また先ほどの佐藤薫議員の説明内容の繰り返しなど、同じ内容になる部分がありますので、ご理解をいただければと思います。

それでは、入店者に対する休館、退店の説明についてお答えします。3月の第1回定例会で報告しましたが、現在入店している店舗の皆様には複数回、説明会を実施しております。また、今後は、先ほど佐藤薫議員への説明にもありました町の地域活性化専門官が各店舗への個別訪問による丁寧な説明と各店舗への相談対応、また書面によるスケジュール、営業終了時期、再募集の条件等の今後の流れを明記しました資料の配付などを実施し、入店者の皆様としっかりとご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

また、工事期間に関しましては、先ほど佐藤薫議員にお答えした内容となっております。

次に、退店費用につきましては、繰り返しの説明となりますが、直接的な費用の支援については現在考えておりません。

以上です。

○議長（須藤一君） 菊谷尚久議員。

○1 番（菊谷尚久君） 3月議会でも、たしか1年前から通知をして、それから数回にわたって説明はしたという回答を得ておりますけれども、1年前に通知というのはもう決定してから通知しているという話なので、大方が決まる前、前段階に関係者との意見交換とか、休館したときにどういう影響があるのか、そういうようなことは行ったのでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（須藤一君） 神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） お答えします。

今菊谷議員がおっしゃったとおり、最初の説明会は1年前、令和7年の3月に聞いております。それから、次が11月、12月と説明をしていたということで、菊谷議員が言ったようにもっと早くからということもありましたけれども、不確定なところがまず数多くありましたということで、町としても確実なものが分かってから皆様にお伝えして、混乱を招かないようにしたということの結果がそういうふうな時期になったということなので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（須藤一君） 菊谷尚久議員。

○1 番（菊谷尚久君） 3つの質問しましたけれども、いずれの質問についても事前に当事者と向き合って、よく意見交換した上でリニューアルの内容を決定していれば解決できた問題なのではと考えております。1年延びたということで、海の駅わんど休館まではまだ時間がありますので、これまでのようにオーナー会議で説明するだけではなくて、全ての関係者の皆さんと向き合って意見交換や説明を尽くしていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。現在の海の駅わんどについて、町としてどのような評価をしているのでしょうか。1、観光、2、入店者、3、海の駅わんどを利用する町民、この3つについて、それぞれの評価をお願いします。

また、工事期間中、町では仮設による臨時営業等は全く考えていないということでしたが、今回の休館に伴う影響についてどのように認識し、対応するのかを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（須藤一君） 神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） お答えいたします。

地域の観光拠点としては、他団体とのイベントの連携や、ホテル、宿泊業者との連携が取れていないことや、観光客への回遊を促す情報発信が不十分なことなど、

結果として観光消費拡大の機会を逃していると考えております。

次に、入店者の評価につきましては、指定管理者も含め経営が悪化していることを問題視しております。その原因としましては、施設全体の一体感が全く感じられない、また海の駅ブランドの対外的な訴求が不十分であると考えております。そのほか、指定管理者の各テナントへの関わりも薄かったのではないかと考えております。

利用者につきましては、昨年の10月に町観光協会が実施しました鰯ヶ沢町観光協会アンケートの569件の回答によりますと、「鮮魚売場がない」、「海の駅わんどにしかなない魅力が薄い」、「統一感がなく、どこに何があるか分からない」、「買物だけして帰ってしまう」というような意見も含め、観光客はもとより町民からの推奨度もマイナスになっており、極めて深刻な状態であると町としては考えております。

その一方で、20年以上の経過を伴う施設老朽化により快適な利用環境が確保されていないため、また来たいと思えるような施設環境が整備されていないことも強く感じております。

また、今回の休館が及ぼす影響については、3月の第1回定例会でお答えしましたとおり、リニューアル工事期間中は一時的に少なからず影響があるものと認識しておりますが、ただこのリニューアル工事につきましては、これもまた繰り返しの説明となりますが、さらなる魅力ある、そして町民が自慢できる海の駅わんどを目指して行う事業でありますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（須藤一君） 菊谷尚久議員。

○1番（菊谷尚久君） 観光面では、町内最大の集客力を持った施設、鰯ヶ沢町のPRの場、ロケーションもよくて、鰯ヶ沢町観光のハブとなる場所ということで認識しております。

また、入店者、生産者から見ると、収入を得るための数少ない貴重な場所、収入の要、また出店することで生きがいを見いだしているという面もあります。

また、利用する町民からすれば、特に周辺の交通弱者にとって日々の生活の基盤となっております。

また、町民同士の交流の場所としても重要な役割を果たしております。特に海の駅わんどの収入で生計を立て生活をしている人、海の駅わんどを利用することで日々の生活をしている人にとっては、休館というのは致命的な問題となります。1年半の期間だけだよという説明もあると思ひますけれども、一日一日がこの人たちに

としては大変な問題となります。このことについて町ではどう考えているのか、よろしくをお願いします。

○議長（須藤一君） 神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） お答えします。

この期間における観光客の減少や入店の経営困難、それから地域経済への悪影響などが懸念されます。町としては、少しでもこの期間の負担が減少するよう、皆さんとの話し合いに努めながら協議してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（須藤一君） 菊谷尚久議員。

○1 番（菊谷尚久君） よろしくお願ひしたいと思います。

では、次の質問です。アンケート調査の結果では、プレハブ棟でもいいので、仮設営業したいという要望が多数です。この声に対して、町としてどう考えるのか伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（須藤一君） 神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） お答えします。

3月の第1回定例会でお答えしたとおり、仮店舗の設置、仮営業については考えておりませんが、入店者の皆様と仮設営業の店舗や場所貸し等については協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（須藤一君） 菊谷尚久議員。

○1 番（菊谷尚久君） なかなか財政難の中、そういった仮設の立派な施設、これを造るのは少し無理があるだろうというのは私も理解しております。例えば現在の海の駅わんどの駐車場の一部、あるいは撤去作業中の消防署の跡地といった場所の提供、またプレハブ営業を希望する方に、いくばくかでもいいですから、財政の支援ということは可能だと思います。ぜひともおこなってほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、次の質問に入ります。これが最後になります。リニューアル後の海の駅わんどのイメージについて伺います。また、家賃等の入店条件についても伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（須藤一君） 神企画観光課長。

○企画観光課長（神哲也君） それでは、お答えします。

リニューアル後の海の駅わんどのイメージといたしましては、地域の食と文化を核とした交流拠点、また鮮魚、農水産物、特産品の販売や飲食提供を通じて地域の魅力を体験できる施設、そして地域住民と観光客の双方が快適に過ごせる滞在型施設を目指しております。

また、繰り返しの説明となりますが、従来の公的施設管理（個店集合型）で各店舗が独立して営業、施設全体の集客戦略がない状況から新体制の商業施設運営（一体運営型）で施設全体で集客、販促を行う経営組織に変えていこうと検討しております。

次に、家賃につきましては、今後ＡＩカメラによる利用者分析や各種調査に基づく売上予測を踏まえ投資額を算定し、家賃額にも反映させてまいりたいと考えております。なお、家賃額の設計に関しましては、各入店者の売上規模に応じた算定を行う予定としております。関係者の皆様には、できるだけ早い段階で具体的な家賃額をお示しできるよう努めてまいります。

入店条件につきましては、リニューアル後の施設方針及び施設全体のコンセプトを深く理解し、それに沿った明確な事業計画を有し、その実効性が十分に認められる出店者を公平、公正に選定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（須藤一君） 菊谷尚久議員。

○１番（菊谷尚久君） 今入店している人たち、これは海の駅わんどが今後どうなるのか、家賃はいくらなのか、休館期間はどうか、これらが非常に今のところ曖昧で、このままではどうやって次に踏み出し、明日に向けてどうしていけばいいのかという判断がなかなかできないでいます。ぜひとも家賃も、一番問題なのは多分家賃だと思うのですが、今のところ具体的な数字は出せないとは思いますが、やはりそこら辺が決まらなくなかなか、では我々はどうすればいいのだということができない状況でいます。取りあえず先ほどの佐藤薫議員の質問の中で、期間が１年延びるということになりましたけれども、そこら辺を早く情報を与えてやらないと、我々はどこに向かって何をすればいいのかという判断がなかなかできないので、そこら辺は一刻も早く提示して、その人たちに将来どうするのかという判断をさせる材料を与えていただきたいと思います。

最後に所感になりますけれども、私の意見です。今回の海の駅わんどのリニューアルの件については、全体的に社会的配慮が少し欠けた対応が目立っていたのではないのかなと考えております。今回のケースに限った話ではありませんが、現場の

意見を聞き、現場の声に耳を傾け、現場の問題に向き合うといった、もっと町民に寄り添った町政運営を平田町長にはお願いしたいと思います。

以上で質問は終わります。ありがとうございました。

〔1 番 菊谷尚久君 降壇〕

○議長（須藤一君） 1 番、菊谷尚久議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（須藤一君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦労様でした。

（午前 10 時 36 分）

第 3 号 令和 8 年 6 月 1 2 日

令和 8 年 鯉ヶ沢町議会 第 2 回 定例会 会議録

議事日程（第 3 号）

令和 8 年 6 月 1 2 日（金曜日）午前 1 0 時開議

本 会 議

日程第 1 総括質疑

日程第 2 討論、採決

日程第 3 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（１０名）

1 番	菊 谷 尚 久 君	2 番	木 村 光 義 君
3 番	佐 藤 昭 司 君	4 番	佐 藤 薫 君
6 番	菊 谷 忠 光 君	7 番	東 條 一 彦 君
8 番	今 勝 義 君	9 番	神 孝 君
10 番	齋 藤 孝 夫 君	11 番	須 藤 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 田 衛 君
副 町 長	加 藤 隆 之 君
教 育 長	阿 彦 正 弘 君
総合窓口課長兼会計管理者	中 井 純 一 君
総 務 課 長	神 広 丈 君
企 画 観 光 課 長	神 哲 也 君
農林水産課長兼農業委員会事務局長	碓 谷 秀 雄 君
ほけん福祉課長	千 島 裕 治 君
教育みらい課長	木 村 公 紀 君
建 設 水 道 課 長	新 保 英 樹 君
病 院 事 務 長	田 村 光 春 君
鯉ヶ沢地区消防 事務組合消防長	豊 澤 恭 嗣 君
総務課総務班長	岩 谷 美 智 也 君
選挙管理委員会 委 員	水 口 清 治 君
農業委員会会長	木 村 賢 一 君
代 表 監 査 委 員	増 田 晶 夫 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長

長

内

吉

昭

〃 次 長

古

舘

裕

香

子

〃 事務補助員

鎌

田

静

香

◎開議の宣告

○議長（須藤一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

会議の前に1点報告いたします。報道者の議場内での写真撮影、録音を許可しています。

それでは、ただちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（須藤一君） 会議は、議事日程第3号により行います。

◎総括質疑

○議長（須藤一君） 日程第1。これより総括質疑に入ります。

議案第53号について質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（須藤一君） 議案第53号の質疑を終わります。

議案第54号について質疑ありませんか。

○4番（佐藤薫君） はい、議長。

○議長（須藤一君） はい、佐藤薫議員。

○4番（佐藤薫君） 一般会計補正予算の15ページ。

農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業費補助金、もう1件、畜舎等雪害復旧緊急支援事業費補助金。いずれも今年の大雪の被害に関する補助金と思いますが、概要について説明のほうをよろしく願いいたします。

○議長（須藤一君） 碓谷農林水産課長。

○農林水産課長（碓谷秀雄君） お答えさせていただきます。

まず上段のほうの、農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業費補助金の概要でございます。本事業は、令和８年１月からの豪雪により被害に遭われた農業者の皆様を支援する県の補助事業でございます。

具体的な補正内容としましては、農業用ハウスの復旧に要する経費の２分の１以内を県が補助するものでございまして、町で被害のあった農業者の皆様にあらかじめ希望調査させていただきました。結果として補助申請の希望のあった農業用ハウス３件の復旧について予算要求をさせていただいたものでございます。

下段の畜舎等雪害復旧緊急支援事業費補助金でございます。

本事業も同様に、令和８年１月からの豪雪により畜舎等に被害を受けた畜産農家の皆様を支援する県の補助事業でございます。

具体的な補正内容といたしましては、畜舎等の復旧に要する経費の２分の１以内を県が補助するものでございまして、これも町のほうであらかじめ被害を受けた畜産農家の方へ希望調査をしてございます。結果として堆肥を作るための施設である堆肥舎１棟に係る復旧について、本事業の活用希望があり、今般予算要求をさせていただいたものでございます。

以上です。

○４番（佐藤薫君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（須藤一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） 議案第５４号の質疑を終わります。

議案第５５号について質疑ありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） 議案第５５号の質疑を終わります。

議案第５６号について質疑ありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） 議案第 56 号の質疑を終わります。
次に、議案第 57 号について質疑を行います。
はじめに、専決第 4 号について質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） 専決第 4 号の質疑を終わります。
専決第 5 号について質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） 専決第 5 号の質疑を終わります。
専決第 6 号について質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） 専決第 6 号の質疑を終わります。
専決第 7 号について質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） 専決第 7 号の質疑を終わります。
これで議案第 57 号の質疑を終わります。
次に、報告第 1 号について質疑ありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） 報告第 1 号の質疑を終わります。
報告第 2 号について質疑ありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） 報告第 2 号の質疑を終わります。
報告第 3 号について質疑ありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） 報告第 3 号の質疑を終わります。
報告第 4 号について質疑ありませんか。

(「なし」という人あり)

○議長(須藤一君) 報告第4号の質疑を終わります。

報告第5号について質疑ありませんか。

(「なし」という人あり)

○議長(須藤一君) 報告第5号の質疑を終わります。

報告第6号について質疑ありませんか。

(「なし」という人あり)

○議長(須藤一君) 報告第6号の質疑を終わります。

なお、報告第1号及び報告第2号の2件については、地方自治法第180条第2項、報告第3号及び報告第4号の2件については、地方自治法施行令第146条第2項、また、報告第5号及び報告第6号の2件については、地方公営企業法第26条第3項の規定により承認を要しないことから、報告のみにとどめます。

◎討論、採決

○議長(須藤一君) 日程第2。これより討論、採決に入ります。

お諮りします。

議案第53号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」という人あり)

○議長(須藤一君) ご異議なしと認めます。よって、討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第53号を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」という人あり)

○議長(須藤一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 鯉ヶ沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい

て、は原案どおり可決されました。

○議長（須藤一君） 次に、議案第54号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。よって、討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第54号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 令和8年度鰯ヶ沢町一般会計補正予算（第1号）は、原案
どおり可決されました。

○議長（須藤一君） 次に、議案第55号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。よって、討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第55号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更については、
原案どおり可決されました。

○議長（須藤一君） 次に、議案第56号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。よって、討論を省略します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第56号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 財産の取得については原案どおり可決されました。

○議長（須藤一君） 次に、議案第57号を議題とし、討論を省略して採決いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第57号を原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 専決処分の報告と承認を求めることについて

専決第4号 令和7年度鰯ヶ沢町一般会計補正予算（第11号）、

専決第5号 鰯ヶ沢町税条例の一部を改正する条例、

専決第6号 鰯ヶ沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、

専決第7号 鰯ヶ沢町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条
例の一部を改正する条例は、原案どおり承認されました。

◎議員派遣について

○議長（須藤一君） 日程第3。議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにご異
議ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（須藤一君） ご異議なしと認めます。

よって議員派遣の件については、お手元に配布のとおり、7月8日及び7月31日に派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（須藤一君） 以上をもって、本定例会の日程は全部議了いたしました。

令和8年鰯ヶ沢町議会第2回定例会は、これにて閉会いたします。

ご苦勞様でした。

(午前10時10分)